



本邦内に住所を有する者で発行者から本邦における有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為を代理する権限を与えられたもの（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 効力停止期間

法第23条の5第2項の規定の適用を受けていない場合には、「該当なし」と記載すること。

(4) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。

- a 発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。
- b 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。
- c 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。
- d 発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。
- e 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があったこと。
- f 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があったこと。
- g その他記載事項の変更があったこと。

(5) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会についても記載すること。

(6) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。